

令和 3 年度
安芸高田市事業継続応援金

農業用
申請手引き

※この手引きは農業(農業、畜産業等)用の手引きです。農業以外の事業者の方は、給付の要件が異なりますので、商工業用の手引きを確認ください。なお、本応援金は 1 事業者 1 回のみの給付となりますので、重複での給付はできません。

令和3年度安芸高田市事業継続応援金手引き

新型コロナウイルス感染症拡大による営業自粛等により特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える応援金を給付します。

※この手引きは農業(農業、畜産業等)用の手引きです。農業以外の事業者の方は、給付の要件が異なりますので、商工業用の手引きを確認ください。なお、本応援金は1事業者1回のみでの給付となりますので、重複での給付はできません。

給付対象者

1. 次の(1)～(5)の条件をすべて満たす農業事業者が対象となります。
 - (1) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている農業事業者。※販売先が新型コロナウイルスの影響を受けている等、売上の減少理由が明らかな場合のみ給付対象となります。
 - (2) 本店所在地が安芸高田市にある農業法人。個人にあつては、安芸高田市に住民票を有しており、安芸高田市内で農業を個人で営む農業事業者。
 - (3) 個人にあつては、2019年分の確定申告において、所得の50%以上が農業所得である農業事業者。
 - (4) 2019年以前から農業により売上(農業収入)を得ており、今後も農業を継続する意思があること。なお、農業収入以外の収入は含まれません。
 - (5) 2020年12月～2021年9月の月別収入(以下、「2021年月別収入」という。)と、2018年12月から2019年9月の月別の収入(以下、「2019年月別収入」という。)を比較し、原則同月比で売上(農業収入)が20%以上減少した月があること。

ご不明な点は申請の前に事前にお問い合わせください。

不給付要件(不給付対象者)

次のいずれかに該当する場合は、給付対象外となります。

- (1) 国、法人税法別表第一に規定する公共法人
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連

特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者

- (3) 政治団体
- (4) 宗教上の組織若しくは団体

給付金額

1. 対象者には、**上限 20 万円**を支給します。
2. 給付は 1 事業者 1 回のみです。
3. 給付額は、2021 年月別収入と、2019 年月別収入を比較し、同月比で売上(事業収入)が 20%以上減少している月の差額分を支給額（千円未満切り捨て）とし、その上限を 20 万円とします。

※新型コロナウイルス感染症の影響によるものに限る

申請方法

(1) 申請期間

給付金の申請期間は、

令和 3 年 10 月 1 日(金)から令和 3 年 12 月 28 日(火)までとなります。

※ 令和 3 年 12 月 28 日消印有効

(2) 申請方法

① 書類の取得

- 配布場所: 安芸高田市商工会・市役所・市役所各支所
- インターネット: 安芸高田市 HP からのダウンロード

② 申請方法

郵送又は申請窓口への提出

- 申請につきましては、**原則、郵送(安芸高田市商工会宛)**となります。

※ 密集を避けるご協力をお願いいたします。

- 郵送される封筒には必ず「**応援金申請書在中**」とご記入ください。
ご不明点がございましたら商工会又は市役所へご連絡ください。

提出書類（法人の方）

申請書類は、下記①, ②を揃えてご提出ください。(必要に応じ③)

不備がございましたら、審査等ができませんのでご注意ください。

① 申請書類

- 様式第2号 令和3年度安芸高田市事業継続応援金申請書兼請求書
- 誓約書
- チェックシート

② 添付書類(全て必要になります。)

- 2018年12月から2019年9月を含む期間の確定申告の写し(確定申告書別表一, 法人事業概況説明書)
- 月別売上帳簿など(2018年12月～2019年9月の各月の売上集計がわかる帳簿)
※法人事業概況説明書に月別売上が記載の場合、提出は不要です。
- 月別売上帳簿など(2020年12月～2021年9月の各月の売上集計がわかる帳簿)
- 現在事項全部証明書(登記簿謄本等)
- 会社名義又は団体名義の振込口座通帳の写し

③ 申請者以外の代理申請の場合

- 様式第3号 委任状

※ 確定申告書・法人事業概況説明書は、必ず受付印、受付日時・番号の記載、税理士による署名・押印のいずれかがあるものを提出してください。これらが無い場合は、送信表・受信通知・納税証明書(その2)のいずれかを追加で添付してください。納税証明書は税務署で取得できます。

※ 様式第2号, 誓約書には、必ず、住所・会社名・代表者名・連絡先をご記入し押印ください。

※ 連絡先は、必ず確認の取れる番号をご記載ください。

提出書類（個人事業者の方）

申請書類は、下記①，②を揃えてご提出ください。（必要に応じ③）

不備がございましたら、審査等ができませんのでご注意ください。

① 申請書類

- 様式第 2 号 令和 3 年度安芸高田市事業継続応援金申請書兼請求書
- 誓約書
- チェックシート

② 添付書類(全て必要になります。)

- 2019 年分確定申告(青色申告)の写し(確定申告書第一表, 第二表)又は 2019 年分確定申告(白色申告)の写し(確定申告書第一表, 第二表)
- 青色申告の方は、所得税青色申告決算書、白色申告の方は農業収支内訳書
- 月別売上帳簿など(2018 年12 月～2019 年 9 月の各月の売上集計がわかる帳簿)
- 月別売上帳簿など(2020 年12 月～2021 年 9 月の各月の売上集計がわかる帳簿)
- 本人の身分がわかる証明書の写し(運転免許書・健康保険証・マイナンバーカードなど) 申請者が外国人の場合は、在留カード・特別永住者証明書・外国人登録証明書などが必要です。
- 申請者本人名義(事業所名義)の振込口座通帳の写し

③ 申請者以外の申請の場合

- 様式第 3 号 委任状

※ 確定申告書は、必ず受付印、受付日時・番号の記載、税理士による署名・押印のいずれかがあるものを提出してください。これらが無い場合は、送信表・受信通知・納税証明書(その2)のいずれかを追加で添付してください。納税証明書は税務署で取得できます。

※ 様式第 2 号, 誓約書には、必ず、住所・申請者名・連絡先をご記入し押印ください。

※ 連絡先は、必ず確認の取れる番号をご記載ください。

支払いについて

➤ 支払については、審査終了後 2 週間程度で振り込みをいたします。

ただし、審査に伴い、書類の不備や不明点などのご確認に時間を要した場合には、遅れることもございます。ご了承ください。

注意事項

- 令和3年度安芸高田市事業継続応援金は、課税対象となります。
- 審査を行うに当たり、電話により内容確認することがございます。必ず連絡の取れる番号を申請書にご記入ください。
- 市役所では、本申請に関する確定申告など証拠書類についての指導・助言に関して一切行っておりません。証拠書類についてご不明の際には、安芸高田市商工会並びに各金融機関、税理士、公認会計士などにご相談ください。

【郵送先】

〒731-0501

安芸高田市吉田町吉田 979-2 安芸高田市商工会

申請窓口 安芸高田市商工会 本所

安芸高田市役所 産業振興部商工観光課(本庁第一庁舎2階)

問合せ先 安芸高田市商工会 0826-42-0560

安芸高田市地域営農課 0826-47-4021

事業主体 安芸高田市事業継続応援金事業実行委員会